

入管庁管第 1017 号

令和 6 年 4 月 1 日

文部科学省総合教育政策局長 殿

文部科学省高等教育局長 殿

出入国在留管理庁次長 丸山 秀治

(公印省略)

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の運用等について（照会）

標記のことについて、下記のとおり取り扱うことで問題ないか確認する。

記

1 ガイドラインの作成について

出入国在留管理庁は、文部科学省と連名で、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和 5 年文部科学省令第 39 号。以下「施行規則」という。）第 12 条第 1 項の規定による協議に係るガイドライン（以下「協議に係るガイドライン」という。）を作成し、公表する。

2 施行規則第 12 条第 1 項の規定による法務大臣との協議について

(1) 文部科学大臣が、施行規則第 12 条第 1 項の規定により法務大臣に協議をした場合において、法務大臣が、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の申請が同第 2 条第 3 項各号に適合しないと意見を述べたときは、文部科学大臣は、当該意見に反した認定を行わないものとする。

(2) 留学のための課程を置かない日本語教育機関の設置者が、法第 2 条第 1 項の認定を受けて、認定日本語教育機関となった後に、「留学のための課程」を新たに置く場合には、「日本語教育課程の編成及び実施の方法の変更」として変更の申出の手続を経ることとなり（法第 6 条、同第 2 条第 3 項第二号ハ）、施行規則第 12 条第 1 項各号に掲げる場合に該当しないものの、「留学のための課程」で教育を受けようとする外国人は、在留資格「留学」の対象となり得るため、認定日本語教育機関の設置者が新たに「留学の課程」を置く場合についても、在留管理の観点から、出入国在留管理庁が関与する必要がある。そこで、認定日本語教育機関の設置者が「日本語教育課程の編成及び実施の方法の変更」をする場合には、あらかじめ文部科学省へ相談する運用を予定していることを踏まえ、文部科学省は、当該相談があった場合には、出入国在留管理庁に事前の情報共有を行うものとする。

【機密性 1、完全性 2、可用性 2】

文部科学省から事前の情報共有があった場合において、出入国在留管理庁が、当該認定日本語教育機関が法第 2 条第 3 項各号に適合していないとの意見を述べたときは、文部科学省は、当該意見を踏まえて届出内容に関して是正を求めるものとし、当該設置者が当該是正の求めに応じなかった場合は、当該届出を受理した上で、法第 1 2 条第 1 項の規定による勧告等を行い、必要に応じて、同条第 2 項の規定による命令や、法第 1 4 条第 1 項第 3 号の規定による認定取消しを行うものとする。

3 在留資格認定証明書等の厳重審査

法務大臣が、文部科学大臣に、施行規則第 1 3 条第 3 項の規定により認定日本語教育機関が法第 2 条第 3 項各号のいずれかに適合しなくなった旨の情報提供を行った場合は、出入国在留管理庁は、文部科学大臣が勧告その他の必要な措置を講ずるまでの間は、当該認定日本語教育機関において教育を受けようとする外国人による「留学」の在留資格認定証明書の交付申請等の審査を厳重に行うものとする。

4 専ら日本語教育を受ける留学生を受け入れようとする教育機関に関する措置等

- (1) 出入国在留管理庁は、法施行後も、令和 1 1 年 3 月 3 1 日までは、法務大臣が告示をもって定める日本語教育を行う教育機関（以下「告示日本語教育機関」という。）において専ら日本語教育を受けようとする留学生を受け入れる措置を継続する（同期間経過後、告示日本語教育機関は廃止する。）ものとする。
- (2) 出入国在留管理庁は、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校（以下「大学等」という。）のうち、特定の期間、専ら日本語教育を受ける留学生を受け入れていたものについては、令和 1 1 年 3 月 3 1 日までは、認定日本語教育機関又は告示日本語教育機関でない場合であっても、これらの大学等において専ら日本語教育を受けようとする外国人を受け入れる措置を継続するものとする。
- (3) 文部科学省は、認定法施行後から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間は、大学等（認定日本語教育機関を除く。）が、日本語教育課程を新設、変更又は廃止する旨の情報を把握した場合には、速やかに出入国在留管理庁に情報共有を行うものとする。
- (4) 専ら日本語教育を受けようとする外国人は、認定日本語教育機関（留学のための課程に限る。）又は告示日本語教育機関において教育を受ける必要がある（告示日本語教育機関については、令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで。）、経過措置による場合のほかは、これら以外の教育機関において留学生が専ら日本語教育を受けることがあってはならないことから、出入国在留管理庁は、文部科学省と連名で、外国人が教育機関において「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン（以下「判断基準に係るガイドライン」という。）を作成し、令和 6 年 9 月 3 0 日までに公表するものとする。

あわせて、出入国在留管理庁が、「留学」の在留資格認定証明書の交付申請等について、判断基準に係るガイドラインによると、申請者である外国人が「専ら日本語教育を受けようとする場合」に該当することとなる場合であり、教育を受けようとする教育機

【機密性 1、完全性 2、可用性 2】

関が、日本語教育機関の認定を受けていないとして、不交付処分等を行ったときは、文部科学省は、当該教育機関に対して、適切な措置を講じるものとする。

6 文科教第 1 7 2 号

令和 6 年 4 月 1 7 日

出入国在留管理庁次長 殿

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

文部科学省高等教育局長 池田 貴城

(公印省略)

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の運用等について (回答)

令和 6 年 4 月 1 日付け入管庁管第 1 0 1 7 号をもって照会のあった標記については、異存はありません。